

2020年度 峡東ワインリゾート連携促進支援事業 募集のお知らせ

◇補助の対象となる事業

峡東地域内の飲食事業者、宿泊事業者、交通事業者、ワイン事業者等が連携を図りながら主体的に取り組みを行うことにより、ワインを核とした周遊・滞在型観光の推進と地域の活性化を図ることを目的とした事業とします。

次の分野に該当する事業で、民間団体等2者以上により実施する事業を対象とします。

- ・ 観光客の受入環境の整備に関する事業
- ・ 峡東地域の情報発信の強化に関する事業
 - ※ リフレット等の作成は、協議会でも行っているため、今年度より対象外とします。
 - ※ 自社のPRのためのコンテンツ制作とみなされるものは対象外です。
- ・ その他、富士の国やまなし峡東ワインリゾート構想の推進に資するものと峡東地域ワインリゾート推進協議会(以下、「協議会」という。)会長が認める事業

新型コロナウイルス感染症へ対応した、新たな取り組みへの応募も歓迎します。

例えば・・・

- ・ 県民をターゲットにした、地域資源愛着促進のための企画、実施
 - ・ インターネットを活用したオンラインによる周遊観光の企画、実施
 - ・ 新たな地域の目玉となる商品の開発、インターネット販売
 - ・ 地域在住外国人を活用した新たな地域ガイド(ボランティア)の育成 など
- 思い切った柔軟な発想で、新たな可能性の実現に活用してみませんか？

◇募集期間

2020年7月1日から2020年7月31日まで

◇応募資格

次の要件全てに該当する民間団体等とします。

- ・ 申請者が協議会構成員又はその会員であること。
- ・ 適正な会計処理が行われていること。
- ・ 宗教活動や政治活動を目的とするものではないこと。
- ・ 暴力団等ではないこと。

◇補助額、補助事業の実施期間等

- ・ 補助額は、補助の対象となる事業費の10分の7として、1事業30万円以内で予算の範囲内とする。
- ・ 採択件数は、予算の範囲内で助成するため、6件程度の予定
- ・ 行政機関、公益財団法人、民間企業など他の機関から助成を受ける事業等は補助の対象としない。
- ・ 補助事業の実施期間は、交付決定を受けた日から2021年3月25日までとする。

◇提出先および提出方法

所定の様式により、協議会事務局まで持参又は郵送で提出してください。

事務局：山梨県庁観光資源課(TEL 055-223-1573)

山梨市役所観光課(TEL 0553-22-1111)

笛吹市役所観光商工課(TEL 055-262-4111)

甲州市役所観光商工課(TEL 0553-32-2111)

◇審査

協議会において選考を行い、その結果を申請者に通知する。(8月上旬予定)

◇その他

申請書の様式等、詳細については、協議会ホームページをご覧ください。

URL <http://wineresort.jp/>

◇問い合わせ先

峡東地域ワインリゾート推進協議会（山梨県庁観光資源課内）

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1

TEL:055-223-1573 FAX:055-223-1558

〔参考〕～ 昨年度の補助実績(6事業) ～

1 山梨市のワインと七夕まつり

→七夕に市内公園でワインイベントを開催

2 「いさわ温泉の日」特別企画『甲州ワイン飲み比べ』

→1月30日に宿泊した客に県産ワイン(またはぶどうジュース)の提供

3 ワインと出合いを楽しむ体験型ツーリズム

→宿泊と日帰りの2コース設定(※台風とコロナによりいずれも開催中止)

4 外国人向け資料の作成

→勝沼を中心とした英語版MAPとガイドブックの作成

5 葡萄畑で剪定枝の焚き火を囲んでワインとフレンチを楽しむひと時

→焚き火を囲み、醸造家の話を聞きながらワインとフレンチビュッフェを楽しむ

6 ナイトハーベスト体験型ツーリズム

→甲州ぶどうの深夜収穫とワインにリアージュした朝食を楽しむ

※ 事業の詳細については、協議会事務局(県庁観光資源課)におたずねください。

